

青森県報

第二千三百九十号

平成十六年
十月十二日
(火曜日)

目次

告 示

保安林の指定解除予定……………(林政課)…一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課)…二

右	同	……………	(同)	……………	三
右	同	……………	(同)	……………	三
右	同	……………	(同)	……………	四
右	同	……………	(同)	……………	五
右	同	……………	(同)	……………	六
右	同	……………	(同)	……………	七
右	同	……………	(同)	……………	七
右	同	……………	(同)	……………	八

選挙管理委員会

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収
支報告書の要旨……………(事務局)…九

告 示

青森県告示第六百二十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村大字村市字平沢一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 一(二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 一(三) 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
 - 二(一) 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢一一の六・一三七の一〇三(以上二筆国有林)、一一一の五、一三七の二二
 - 二(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 二(三) 保安林を解除しようとする理由
保安林を解除しようとするため
 - 三(一) 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢一三八の一一(国有林)、一三八の二九
 - 三(二) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三(三) 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・セラ東バイパスショッピングセンター
青森市八重田四丁目二の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
有限会社フレックスコーポレーション 青森市第二問屋町一丁目五の一 六 代表取締役 加川澄子	株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二問屋町一丁目五の一 六 代表取締役 加川澄子	平成 一五・八・四
株式会社ユージン 東京都葛飾区立石三丁目一九の三 三 代表取締役 富沢正秋	削除	一六・四・七
株式会社ウインズ 山形県山形市流通センター一丁目九の二 代表取締役 小嶋信一	削除	一六・六・三
	株式会社レジャー産業青森 青森市篠田三丁目一の一の二三 代表取締役 中村緑	一六・八・三

株式会社モリタ 青森市新町二丁目二の五 代表取締役 盛田正志	株式会社モリタ 青森市新町二丁目二の五 代表取締役 盛田正裕	一六・一・一
--------------------------------------	--------------------------------------	--------

有限会社匠食品 青森市八重田四丁目四の八 代表取締役 荒閑治美	削除	一六・五・二
---------------------------------------	----	--------

株式会社マキムラ 岐阜県岐阜市加納天神町一丁目二六 代表取締役 牧村実	削除	一六・三・三
---	----	--------

株式会社三城 東京都中央区日本橋室町二丁目四の二 代表取締役 加納誠治	株式会社三城 東京都中央区銀座二丁目七の一 七 代表取締役 加納誠治	一六・五・一五
---	---	---------

小中重利 青森市大字矢田前字本泉四三の二九	有限会社アーチーズ 青森市本泉二丁目一九の一三 代表取締役 小中重利	一四・一・五
--------------------------	--	--------

市川ムツ 青森市大字大野字鳴滝六四の六 五	削除	一六・五・三
-----------------------------	----	--------

株式会社ジンコーポレーション 青森市古川一丁目一四の五 代表取締役 神修	株式会社ジンコーポレーション 青森市大字上野字山辺七四の一 代表取締役 神修	一六・五・一〇
--	--	---------

四 届出年月日

平成十六年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十七年二月十二日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
三内ショッピングセンター
青森市大字三内字稲元二二〇の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社青森ラグノオ 青森市大字浜田字玉川一七四の二一 代表取締役 佐々木周平	変 更 後	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変 更	平成 一五年・二・一 年月日
-------	---	-------	--	-----	----------------------

株式会社フラワーメール 青森市本町一丁目五の八 代表取締役 中村勇造	削除	一四・一〇・二七
--	----	----------

- 四 届出年月日
平成十六年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース筒井店
青森市大字筒井字八ツ橋七三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

変更前	成田勝雄 青森市大字上野字山辺七〇	変更後	成田勝雄 青森市桜川六丁目二二の四	変更 年月日	平成 二・二・三
-----	----------------------	-----	----------------------	-----------	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社フラワーメール 青森市本町一丁目五の八 代表取締役 中村勇造	変更後	削除	変更 年月日	平成 一四・九・一
変更前	株式会社ブックショップおおかわ 青森市旭町一丁目三の二 代表取締役 大川豊	変更後	削除	変更 年月日	一四・六・三

四 届出年月日

平成十六年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース沖館店
青森市沖館一丁目一四の四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社青森ラグノオ 青森市大字浜田字玉川一七四の	変更後	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九	変更 年月日	平成 一五・三・一
-----	------------------------------	-----	--------------------------	-----------	--------------

二一 代表取締役 佐々木周平	株式会社フラワームール 青森市本町二丁目五の八 代表取締役 中村勇造	削除	代表取締役 木村公保	一四・九三
株式会社フジカラー北陽 八戸市北インター工業団地二丁目一の三四 代表取締役 小林喜一郎	削除	有限会社ビジュアル企画 八戸市南白山台三丁目一の一 取締役 小林喜一郎		一六・六一
				"

四 届出年月日

平成十六年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース堅田店

弘前市大字青山二丁目三三の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 佐々木周平	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	平成 一五・五三

四 届出年月日

平成十六年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南大町店

弘前市大字南大町一丁目一〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社フジカラー北陽 八戸市北インター工業団地一丁目一〇の三四 代表取締役 小林喜一郎	変更後	削除 有限会社ビジュアル企画 八戸市南白山台三丁目一の一 取締役 小林喜一郎	変更 年月日	平成 一六・一
-----	--	-----	---	-----------	------------

四 届出年月日

平成十六年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八戸タウンセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 佐々木周平	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	平成 一 年 十 月 三 日
株式会社フジカラー北陽 八戸市北インター工業団地二丁目一の三四 代表取締役 小林喜一郎	削除	平 成 一 六 年 十 月 一 日
	有限会社ビジュアル企画 八戸市南白山台三丁目一の二 取締役 小林喜一郎	"

四 届出年月日

平成十六年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田東一番町店

十和田市東一番町一の六〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社京王S 宮城県仙台市青葉区八幡四丁目 一〇の一 晃福ハイツ一階 代表取締役 佐々木英輔	削除	平成 一四・七三
株式会社フジカラー北陽 八戸市北インター工業団地二丁 目一の三四 代表取締役 小林喜一郎	削除	一六・六・一

四 届出年月日

平成十六年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四七の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県三戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 佐々木周平	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	平成 一五・五三
株式会社フジカラー北陽 八戸市北インター工業団地二丁 目一の三四 代表取締役 小林喜一郎	削除	一六・六・一
有限会社ビジュアル企画		

八戸市南白山台三丁目一の二
取締役 小林喜一郎

〃

四 届出年月日

平成十六年九月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び階上町役場

2 期間

平成十六年十月十二日から平成十七年二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十二条第一項の規定により、平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成十六年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成16年7月11日執行参議院青森県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 39,268,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井上 浩	所属党派	社会民主党	期 間	平成16年6月10日から 平成16年7月26日まで 第1回分
出納責任者氏名	美濃 玲児				

収 入		支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
主たる寄附		人件費	2,190,000
		家屋費	252,382
		選挙事務所費	123,000
		集会会場費	129,382
社会民主党東北	政 党	通信費	371,466
フロック協議会		交通費	213,502
社会民主党青森	政 党	印刷費	2,184,980
県連合		広告費	1,071,180
		文具費	19,779
		食糧費	174,790
		宿泊費	216,997
		雑 費	52,027
その他の寄附	件		
その他の収入			
今回 計	0	今回 計	6,747,103
前回 計	8,500,000	前回 計	0
総 計	8,500,000	総 計	6,747,103

報告書受理年月日	平成16年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	高柳 博明	所属党派	日本共産党	期 間	平成16年6月24日から 平成16年7月23日まで 第1回分
出納責任者氏名	猪股 あや子				

収 入		支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
主たる寄附		人件費	0
		家屋費	296,568
		選挙事務所費	296,568
		集会会場費	0
日本共産党青森県	政 党	通信費	82,242
委員会		交通費	0
		印刷費	900,375
		広告費	232,600
		文具費	2,472
		食糧費	106,238
		宿泊費	188,399
		雑 費	132,835
その他の寄附	件		
その他の収入			
今回 計	0	今回 計	1,941,729
前回 計	1,941,729	前回 計	0
総 計	1,941,729	総 計	1,941,729

報告書受理年月日	平成16年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	田名部匡省	所属党派	民主党	期 間	平成16年 6月1 8日から 平成16年 7月1 3日まで 第1回分
出納責任者氏名	泉山 四郎				

収入	支出			
主たる寄附	円			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	
民主党	政 党	5,000,000	人件費	3,850,000
新日本政匡会	資金管理団体	5,000,000	家屋費	342,017
			選挙事務所費	260,000
			集会会場費	82,017
			通信費	58,660
			交通費	289,754
			印刷費	2,596,500
			広告費	636,400
			文具費	293,039
			食糧費	339,170
			宿泊費	591,181
			雑 費	533,949
その他の寄附	件	0	今回 計	9,530,670
その他の収入		0	前回 計	0
今回 計		10,000,000	総 計	9,530,670
前回 計		0		
総 計		10,000,000		

報告書受理年月日 平成16年7月26日 第1回報告分

候補者氏名	田名部匡省	所属党派	民主党	期 間	平成16年 7月1 4日から 平成16年 7月3 0日まで 第2回分
出納責任者氏名	泉山 四郎				

収入	支出			
主たる寄附	円			
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	
			人件費	0
			家屋費	519,992
			選挙事務所費	519,992
			集会会場費	0
			通信費	227,519
			交通費	519,760
			印刷費	0
			広告費	372,750
			文具費	0
			食糧費	0
			宿泊費	805,653
			雑 費	241,816
その他の寄附	件	0	今回 計	2,687,490
その他の収入		0	前回 計	9,530,670
今回 計		10,000,000	総 計	12,218,160
前回 計		10,000,000		
総 計		10,000,000		

報告書受理年月日 平成16年8月3日 第2回報告分

候補者 氏名	奈良 秀則	所属党派	自由民主党	期 間	平成16年 平成16年	4月23日から 7月23日まで 第1回分
出納責任者氏名	新山 智					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
自由民主党	政 党	15,000,000	
その他の寄附		519件	3,075,000
その他の収入			5,000,000
今回 計		23,075,000	19,101,695
前回 計		0	0
総 計		23,075,000	19,101,695
			雑 費 508,489
			休泊費 766,394
			食糧費 571,173
			文具費 525,410
			広告費 650,419
			印刷費 4,457,490
			交通費 167,108
			通信費 285,373
			集合会場費 82,017
			選挙事務所費 5,449,722
			家屋費 5,531,739
			人件費 5,638,100

報告書受理年月日	平成16年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭